

亀山市消防本部組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年10月27日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第40号

亀山市消防本部組織規則の一部を改正する規則

亀山市消防本部組織規則（平成30年亀山市規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- 改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 改正後部分に対応する改正部分が存在しないときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表（第3条関係）			別表（第3条関係）		
課	グループ	分掌事務	課	グループ	分掌事務
消防総務課	総務・消防団グループ	[(1) ~ (16)]	消防総務課	総務・消防団グループ	[(1) ~ (16)]
		<u>(17) 津市、鈴鹿市及び亀山市消防通信指令事務協議会に関すること。</u>			<u>(17)</u> [略]
		<u>(18)</u> [略]		[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

備考 表中の [] の記載は注記である。

附 則

この規則は、令和4年10月28日から施行する。